

高齢者運転(四つ葉)マーク・障がい者マーク



平成23年2月1日から



当分はこのマークの使用も可

この2種類は高齢運転者標識(高齢運転者マーク)です。

以前は「もみじマーク」と言われた右側のマークでしたが、平成23年2月1日より左側の「四つ葉マーク」に変更となりました。70歳以上の人で、加齢に伴って身体機能の低下が運転に影響を及ぼす恐れのある人が使用します。

- 表示義務:表示するように努める(罰則はなし)
- 購入方法:運転免許試験場の売店



このマークは肢体不自由であることを理由に当該免許に条件を付されている人が使用するマークです。道路交通法上、効力を発揮します。このマークを使用する運転者に対し、割込みや幅寄せ等をした場合には道路交通法違反になります。

- 表示義務:表示するように努める(罰則なし)
- 購入方法:運転免許試験場の売店